

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>市民局 ※監査時は企画市民局 所属</p>	<p>(20年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p><第1テーマ>出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>2 指定管理者 (1) 非公募理由の合理性 ⑦ 仙台市体育館，区拠点館等</p> <p>すでに公募指定の市スポーツ施設に参入した民間事業者において，指定管理者としてのサービス提供上の問題が生じていないことを考慮すれば，当該業務についても民間事業者による代替が可能であると考えられる。市の見解を前提とすれば，「総合型地域スポーツクラブの創設・運営の支援」が，非公募指定の理由の重要な要素と考えられることから，当該事業が非公募指定の理由といえる程に実施されているかどうかの問題となる。</p> <p>この点につき，当該事業が市内の各地域に必ずしも浸透しておらず，区拠点館における指定管理者事業の成果として確認できる内容に乏しいのが現状である。</p> <p>もともと当該業務は民間事業者でも実施可能であることを考慮すれば，「総合型地域スポーツクラブの創設・運営の支援」を非公募指定の理由とする合理的根拠に乏しい。</p>	<p>非公募としていた仙台市体育館，区拠点館（仙台市青葉体育館，仙台市新田東総合運動場，仙台市若林体育館，仙台市泉総合運動場）について，下記のとおり公募により指定管理者を選定した。</p> <p>平成 21 年度 仙台市若林体育館</p> <p>平成 24 年度 仙台市体育館，仙台市青葉体育館，仙台市新田東総合運動場，仙台市泉総合運動場</p>